

藤原鉦山およびその周辺次期原料山開発事業に係る  
環境影響評価方法書についての住民の意見及び事業者の見解

提出者数	5名
意見件数	35件

見解書提出日：平成22年1月15日

太平洋セメント株式会社



## 環境影響評価方法書に係る住民の意見及び事業者の見解

環境影響評価方法書の名称：藤原鉱山およびその周辺次期原料山開発事業に係る環境影響評価方法書

番号	住民の意見	事業者の見解
1	P16 排水計画 開発による裸地面積の増大により、集中豪雨時には、従前以上に集落に流出すると考えられる。この対策を予め強化し、被害を及ぼさないようにすること。	現状と同様に洪水調整池等を設置して直接河川へ汚濁水が流出しないようにする等、関係機関と協議しながら計画を進めていきます。
2	多志田川より取水している東禅寺大井水への濁水の流入を防止すべく取水口に開閉の容易な水門に取替る必要がある。	現況を調査し、自治会と相談させていただきます。
3	P13 表 2.3.4 破碎設備・輸送設備一覧表 P14 図 2.3.4-2 設備計画概要図 治田鉱区には、小割機、一次粗砕機は設置しないのか？従って、散水による粉じん対策が不要となっているのか？	現時点では治田鉱区に坑内破碎設備等を設置しない計画となっています。 坑内設備の有無に関わらず、必要があれば散水や集じん等による粉じん対策を実施致します。
4	P33 悪臭発生を禁止すること 太平洋セメント(株)藤原工場は、対象事業の目的の項で述べているように、年間約 100 万 t の各種廃棄物を受け入れ原燃料として処理している。 これらの運搬、受入、保管、処理、燃焼工程等から著しい悪臭が発生するものが有り大変被害を受けいている。 例えば、下水汚泥、廃油、オイルスラッジ等は特にひどい場合がある。これらの測定を実施し、対策を講ずること。	工場の環境対策につきましては、悪臭といった臭気課題はもとより環境課題全般について近隣地区と定期的に環境委員会を開催し、工場の環境全般に関する協議を行い、環境保全に取り組んできております。住民の皆様から頂きますお気付きもこの環境委員会で取り上げて対策等の協議をしております。 又、環境情報調査として、地区の方に環境モニター委員をお願いし、環境異常を確認の都度ご連絡を頂き、対策を進める取り組みも行っていきます。 更に、2010年4月1日から、いなべ地域は「悪臭防止法の規定に基づく規制地域」に指定されます。当該規制値を順守するために臭気測定を計画的に実施し、その測定結果と地域住民の皆様からの情報を考慮したうえで、更なる悪臭防止対策に努めます。 今後も皆様にご負担をおかけしないように環境保全に努めてまいりますので、引き続き環境情報のご提供をお願い致します。 又、近隣地区の皆様にご協力をいただきながら工場の取り組みを実際に見ていただくことも重要であると考えており、工場見学対応も積極的に進めていく所存であります。 本鉱山開発に関わる環境保全の取り組みにつきましても、こうした工場の取り組みと同様に地区の皆様のお気付きを踏まえながら進めていきます。

番号	住民の意見	事業者の見解
5	<p>P36 大気質 測定局、大安中学校は当該地区とは遠く離れ鉾山開発事業との関係は無く全く無意味な記述である。</p> <p>P28 の降下ばいじん測定地点を新規の大気質測定局にすること。</p> <p>P31 の騒音・振動データも意味がない。</p>	<p>地域概況の対象としたいなべ市のデータを記載いたしました。なお、予測評価に使用する現況把握のための地点については、P132 第6章調査、予測及び評価の手法において記載している地点について、調査を実施致しません。</p>
6	<p>(現況)</p> <p>1. 土石流について</p> <p>今回、石灰岩採掘に係る新たな場所が必要とのことで申請を出されたが、当地域は、鈴鹿山麓国定公園地域となっており、できるだけそのエリアは、最小限に止めることが求められている。また、採掘現場の西側は、土石流の発生地となっており、数年ごとに落石があり、多いときは、その量は、数十万トンに達している。</p> <p>流下には坂本、大貝戸及び鳴谷地域の集落があり、災害の危険性にさらされている。</p> <p>このため、国の援助を受けながら三重県の土木事業等として、土石流防止ダムに堆積した土砂を掘り起こし、藤原町・梅林公園に搬入し、水質汚濁等の二次公害を起こさないよう土留め、沈殿池及び環境監視等の対策を行ってきている。しかしながら、土石流土砂の搬入場所は、量的(面積、体積)限られており、その確保は、非常に困難と推測される。</p> <p>2. 産廃のリサイクルについて</p> <p>一方、太平洋セメント藤原工場は、産業廃棄物を資源化、燃料化により、年間百数十万トン処理されており、地域の3R工場のトップランナーとして君臨している。</p> <p>3. 土石流の原因調査</p> <p>このような中であって、このような土石流が、何故、頻繁に起きるのか等国及び県により調査は、未だ、その結果は、公表されていない。</p> <p>地元で、過去の経験から、昔ほど山の手入れがされておらず、山は荒れ放題で荒廃し、多面的</p>	

な機能を失っており、保水力の低下、腐葉土の減少等が顕著となっている。加えて、石灰岩は、他の岩石と比べ、もろく特に酸性化した雨水には溶出される。

また、過去には採掘にはダイナマイトが使用されており、数キロ離れた民家の窓ガラスが、ガタガタと振動して割れそうな時も見られ、これらから推察すると、亀の子のクラックが至るところにはいいているのではないかと・・・とも言われている。このようなことからこれらに対する恒久対策が望まれている。

(企業の社会的責任)

土壤汚染対策等の公害対策で多くの貢献を果たされており、また地域の優良企業として地区民から企業への尊厳的な気持ちがあり、現在でも多くの地域への御支援を頂いている。

今後もこのような御支援、ご協力を地元民は望んでおり環境保全対策への積極的な対応を期待している。

(要望事項)

今回の環境影響評価方法書では、

1.新採掘現場からの土砂は、セメントの原料として利用することであるが、今回の開発地域外ではあるが、上記のような現土石流の土石が何故、セメントの原料として利用できないのか参考として別途調査をお願いしたい。

できなければ、「どうしたら再利用できるのか?。」も調査されたい。

2.西之貝戸川への雨水を流水することであるが、それに係る土石流災害等への安全性への調査を加えて頂きたい。

3.多志田川への濁水や雨水を流水することであるが、それに係る土石流の発生への安全性の調査を加えて頂きたい。

などが記載されておらず、地域の優良企業として、地域のものが望んでいる分野も是非とも調査の対象として加えて頂きたい。

要望事項1について

コストなど制約条件があるため難しい面はありますが、関係機関と協議しながら検討したいと考えます。

要望事項2及び3について

関係機関と協議しながら必要な調査を実施していきます。

番号	住民の意見	事業者の見解
7	<p>開発予定地とその周辺には、ローカルな固有種やレッドデータブック掲載種といった要注目種が多数生息・生育していると予想される。事業の性格から考えて、調査で事前にこれらの種が確認された場合は生息・生育地の消失となる事が避けられない。これらに対する代償措置を検討する方法について全く述べられていない。明確にすべきである。</p>	<p>ご指摘のとおり、当該地域にはレッドデータブック掲載種（注目種）が多数生息・生育していることは既存文献等からも十分理解をしております。しかしながら、それらへの保全対策については、確認される種に応じてそれぞれ適切な保全対策を検討するべきと考えておりますので、現時点では、その保全措置を具体的に示すことはできないと考えております。</p> <p>なお、保全措置の検討にあたりましては、他事例やミティゲーションの手法を参考にして検討していきたいと考えております。</p> <p>ミティゲーションの手法とは、事業区域の一部縮小などを含めた“回避”、緑化計画の推進などを含めた“低減”、そして、代替保全区域の設定などを含めた“代償”、の各保全措置を段階的に検討していく手法です。</p>
8	<p>喪失する動・植物の生息地とそれらが構成している生態系について、いなべ市全域に対してどの程度の損失となるのか割合を示せるように。また、その経済価値(商業的価値ではない)がどれだけになるのか示せるように検討し、影響評価の手法に加えるべきである。一部の専門家のみが関心を持ち、理解できる方法書では真に住民の理解を得ているとは言いがたい。</p>	<p>本環境影響評価の対象となる範囲及び項目につきましては、「三重県環境影響評価技術指針」に示されている内容に従い実施する計画としています。</p>
9	<p>事業終了後、本来の植生や生態系が回復するまでの経過や期間を予測し、短期 - 長期的にどのような影響があるのかフェーズごとに示せるように手法を検討すべきである。私たちの子孫に対して事業がどのような影響を及ぼすのか『値びみ』する必要がある。</p>	<p>早期緑化に努め、事後調査を実施し、必要に応じ植生・生態系の回復に向けた緑化計画の見直しを実施します。</p>

番号	住民の意見	事業者の見解
10	事業活動の実施期間は、当初予想した影響の想定内に収まっているか、予想外の影響が発生していないか確認を続け、必要な場合は事業内容の変更や対応策を講じることも考えなければならないであろう。こうしたことから、モニタリング調査を定期的実施し、その結果を評価する手法を検討し、方法書に加えるべきである。	ご指摘のとおり、予想外の事態が発生する場合を想定して、事後調査計画は順応的管理のもと、計画する必要があります。しかし、今回対象とする環境影響評価方法書は、「現況調査の手法」を検討するものであり、ご指摘の「事後調査」については、三重県環境影響評価技術指針に則り、環境影響評価準備書において、記載することとします。
11	太平洋セメント株式会社が大規模な鉱山開発事業の計画を進めるにあたり、環境アセスメントを実施されることについて大変幼稚ではありますが、この事業に関心をもつ住民の一人として意見を申し述べます。 藤原鉱山及びその周辺次期原料山開発事業環境影響評価方法書によれば、この広大な地域の自然的及び社会的現時点における環境状況が詳細にまとめられており貴重な資料を提供している。・・・これを知ることには大きな意義がある。それぞれの項目毎に開発事業が及ぼす影響について如何に対応すべきかその手法が示されているが、太平洋セメント社の70有余年の実績の上に方法案が作成されており各所に説得力がある。・・・詳細な且つ具体的表示がされている。	貴重なご意見をご提供頂き、ありがとうございます。藤原工場では年間約100万tの各種廃棄物を受け入れており、社会資本の環境負荷を低減するという重要な役割を担っております。本事業はその役割を継続していくためにも必要不可欠な事業と考えております。70有余年の実績を活かし、今後も、地域社会に愛される会社を目指し、環境に配慮した事業活動に努めてまいります。
12	今回の事業は、本地域一帯には貴重な生物群集が生息する可能性が高く、十分な調査結果を基に判断されるべきである。	ご指摘のとおり、当該地域には重要な種が多数生息・生育していることは十分に理解しております。そのため、現況調査にあたっては、十分精査をする所存でございます。
13	国定公園に隣接する重要な地域であり、中止すべきである。	国定公園に隣接する地域であることは十分認識しておりますので、関係機関と協議しながら進めさせていただきます。
14	工事が実施された場合にゲリラ豪雨が発生した時の予想に対する対応策がたてられていない。	豪雨による周辺への危害が及ばぬよう関係機関と十分協議しながら開発計画を検討していきます。
15	準備工事での景観をそこなう事が軽微といえるのか。	当該事業で行う準備工事は、山頂部のごく一部の面積の樹木の伐採や、坑道の掘採、ベルトコンベアの設置等を考えています。ご指摘の景観への影響としては、これらの理由により、軽微なものと判断いたしました。

番号	住民の意見	事業者の見解
16	国定公園の範囲を現地で説明して欲しい。	関係機関と協議し、可能であれば説明できるよう準備致します。
17	産出する化石の名前が書かれていない。	本地域は美濃帯に属し、分布する石灰岩中にはフズリナ、サンゴ、ウミユリなどの化石が存在していると考えられますが、事業予定区域には、大型化石産地としての記載情報が確認できないため、記載の対象から除外しております。
18	事業実施範囲で生息が予想される生物リストがない。	本文中では、生物リストとして、既存文献により生息・生育が考えられる種について整理して記載しております。
19	科名、種名のまちがいがある。	科名・種名等の誤りについては、今後、十分に精査し、準備書では誤りがないよう、留意致します。
20	伐採樹木は移植して保護管理すべきである。	今後策定する緑化計画においては、利用可能な樹木(樹齢の若い個体)を移植して緑化に用いることも可能な限り検討したいと考えております。
21	調査期間はどれだけか。3年が必要であり、月2回の調査をすべきだ。	ご指摘の調査期間については、1年間を予定しております。猛禽類については、2営巣期の調査を実施することとしております。本調査において、再調査が必要と考えられる種が確認された場合等は、追加調査等を実施して、適切に予測・評価を行うこととします。
22	工事の着手の2011年は早いので十二分の調査をしてからにすべきだ。	ご指摘の工事の着手時期については、あくまで予定時期を示しております。当然のことながら、重要な種の生息・生育が確認され、それらへの保全措置が十分に検討されないうちは、工事に着手することはないと考えております。
23	調査法はマレーズトラップ、フィット法、たたき網、ツルプレート法もとりにいれるべきである。	調査方法については、ご指摘の調査手法についても取り入れて実施することを考えております。

番号	住民の意見	事業者の見解
24	多志田川に生息していた、特別天然記念物のオオサンショウウオはどうなったのか。ハコネサンショウウオ、ヒダサンショウウオ、は今でも生息しているのか調査は？	オオサンショウウオについては、有識者への聞き取りによると、確認されたのは1回のみで、以後、成体・幼体とも確認されていないことから、誰かが放流した個体であると推定されます。その他のサンショウウオ類については、両生類・水生生物調査において調査を実施する予定であります。
25	コイワザクラ、イナベアザミ、イチョウシダ他、多数の貴重な植物についての調査方法、保護と管理はいかがか。	調査方法については、通常の植物相調査、植生調査を実施する予定ですが、貴重な植物が多いことは十分認識しており、調査にあたっては十分注意をして実施することとします。
26	陸貝他の土壌生物についての調査はどうか。	陸産貝類、土壌動物についても調査を実施します。特に陸産貝類については、当該地固有種の生息の可能性もあることから、十分に留意して実施することとします。
27	生物相、生態系の調査結果は現場説明といなべ市藤原町内での報告を実施し、データ及び標本は藤原岳自然科学館と三重県立博物館に整理し保管してほしい。	調査結果やデータの説明については準備書に記載する予定です。データや標本の博物館等への保管については関係機関と協議のうえ検討致します。
28	イヌワシ、クマタカの調査は数10年間続けて調査し、専門家の指導で保護管理をすべきである。(モデル保護地にしてほしい。)	イヌワシ・クマタカの生息を確認した場合の事後調査につきましては、その現況調査結果及び予測・評価結果等により判断したいと考えております。また、その保護管理については、関係機関や有識者との協議のうえ、検討していきたいと考えております。
29	東藤原地域は特に、現在でもそうであるが獣害のサル・シカ・イノシシでこまっている。開発面積が広いだけに、住民が十二分に納得する対策をすべきである。	環境影響評価の対象項目である「生態系」の予測・評価において、サル、シカなどの種に対する影響を検討する必要があると考えております。 また、地域の獣害問題については、工場としても行政や自治会の取り組みに可能な限り協力していきます。

番号	住民の意見	事業者の見解
30	東禅寺区民に対する開発説明がなく、非常に不安であり納得のいく説明を先行して実施すべきである。	近隣地区の皆様には開発計画を具体化していく中で、ご説明しご要望等を頂戴することで、現在準備を進めております。よって、今後、準備書段階、評価書段階と進めていく中で自治会とご相談させていただきます。
31	藤原鉱山開発での災害、なかでも自然災害の予想及び対応策について科学的にしかも素人に理解できるよう説明すべきである。	近隣地区の皆様には開発計画を具体化していく中で、ご説明しご要望等を頂戴することで、現在準備を進めております。よって、今後、準備書段階、評価書段階と進めていく中で自治会とご相談させていただきます。
32	今年から開発が続く限り、自然科学的な調査を実施し、定期的に説明会を実施すべきである。	自然科学的な調査につきましては、準備書段階で計画する事後調査計画に基づき実施していく予定です。また、説明会につきましては、必要に応じて検討致します。
33	鉱山の植生回復であるが、岩手県と秋田県にまたがる八幡平の鉱山跡地で実施されたように、10年～20年～50年という長期的に計画して実施してほしい。	事例内容を確認し、参考に出来るようであれば緑化計画に反映できるよう検討致します。
34	多志田川をアマゴが生息していた、昭和40年～50年頃のように回復すべきである。	現況調査を踏まえて出来ることを検討致します。
35	地域住民との定期的な情報交換をし、トラブルの発生しないよう、住民の理解と納得のいくようにしてほしい。	近隣地区の皆様には開発計画を具体化していく中で、ご説明しご要望等を頂戴することで、現在準備を進めております。よって、今後、準備書段階、評価書段階と進めていく中で自治会とご相談させていただきます。